

介護老人保健施設短期（介護予防短期）
入所療養サービス利用契約書及び重要事項説明書

介護老人保健施設 南大沢ホロス由木

医療法人財団 川瀬会

介護老人保健施設短期（介護予防短期）入所療養介護利用契約書

（契約の目的）

第1条 介護老人保健施設南大沢ホロス由木（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期（介護予防短期）入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。当施設の概要、サービス内容等については重要事項説明書1の利用案内を参照してください。

（適用期間）

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設短期（介護予防短期）入所療養介護利用同意書を当施設に提出した以降から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書1.2の改定が行われな限り、本契約締結をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。但し利用しない期間が6か月を超えた場合は新たに契約することとします。
- 3 前項にかかわらず、介護保険法改正に伴い重要事項説明書1.2の改定が行われた場合においては、改定内容を記載した文書で利用者及び身元引受人の同意を得るものとします。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額2百万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院又は受診する場合、手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用者が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引き取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及びその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく入所利用を解除・終

了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

- 2 現に入所療養介護サービスを利用中であっても、施設に債務不履行、不法行為の事由がある場合は、即時この契約を解除することができます。

（当施設からの解除及び入院又は入所による終了）

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期（介護予防短期）入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を3ヵ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又は身元引受人が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑦ 利用者及び身元引受人が、職員に対する暴力、暴言又は性的な嫌がらせ等の迷惑行為は、職員の安全の確保を困難にし、サービスの円滑な提供の妨げになり又は恐れがある場合

（利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく短期（介護予防短期）入所療養介護の対価として、資料2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日以降に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第7条 当施設は、利用者の短期（介護予防短期）入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収の上、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証人債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（虐待の防止）

第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的に開催し、従業員への定期的な研修を実施し周知徹底を図ります。

（褥瘡対策等）

第10条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生の防止に努めます。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第11条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

- 第12条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期（介護予防短期）入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

- 第13条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機

関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(非常災害時対策)

- 第14条 当施設は、消防法に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき防火管理者を中心に、非常災害対策を行います。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、業務継続計画を従業員に周知し定期的な訓練見直しを行います。

(要望又は苦情等の申出)

- 第16条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する短期(介護予防短期)入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第17条 短期(介護予防短期)入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第18条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<重要事項説明書 1 >

介護老人保健施設南大沢ホロス由木のご案内 (令和8年10月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名・・・・・・・・ 南大沢ホロス由木
- ・開設年月日・・・・ 平成6年5月17日
- ・所在地・・・・・・ 東京都八王子市南大沢2-224-5
- ・電話番号・・・・・・ 042-678-2111
- ・ファックス番号・・ 042-678-2116
- ・施設長(医師)・・ 古川 千湖
- ・介護保険指定番号・・介護老人保健施設(1357080096号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期(介護予防短期)入所療養介護や通所(介護予防通所)リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設南大沢ホロス由木の運営方針]

当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスに努めるとともに、サービスの実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気の下で、地域や家庭との結びつきを重視し、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1	3	—	治療や診断、職員教育
・看護職員	14	4	2	看護、職員指導
・薬剤師		1		調剤、配薬、在庫管理
・介護職員	34	10	6	介護、レク
・支援相談員	2	1		相談援助、連絡調整
・理学療法士	4	1		機能訓練、介護職員指導
・作業療法士	2	1		
・言語聴覚士	1			
・管理栄養士	3			栄養ケアマネジメント
・介護支援専門員	2	2		サービス計画作成
・事務職員	4	3		介護請求、会計、渉外
・その他	1	5		運行管理、施設小修繕

(4) 入所定員等 ・定員142名(認知症専門棟なし)

・療養室 個室20室、3人室10室、4人室23室

(5) 通所定員 40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期(介護予防短期)入所療養介護と計画の立案
- ③ 通所(介護予防通所)リハビリテーション計画の立案

- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時00分～ 9時00分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◇協力医療機関

- ・名称 日本医科大学多摩永山病院
- ・住所 多摩市永山 1-7-1

- ・名称 医療法人社団幸隆会 多摩丘陵病院
- ・住所 町田市下小山田町 1401

- ・名称 社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘記念病院
- ・住所 東京都多摩市連光寺 1-1-1

◇協力歯科医療機関

- ・名称 医療法人社団芳志会 日野本町歯科医院
- ・住所 日野市日野本町 3-14-18 谷井ビル 2F

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ① 飲酒・喫煙・・・・・・・・禁止
- ② 火気の取扱い・・・・・・・・禁止
- ③ 設備・備品の利用・・・・・・職員の指示に従ってください
- ④ 所持品・備品等の持ち込み・他者に迷惑がかからない最低限必要な物にしてください

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

＜重要事項説明書 2＞

短期（介護予防短期）入所療養介護サービス及び料金について
(令和8年10月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期（介護予防短期）入所療養介護サービス

短期（介護予防短期）入所療養介護は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期（介護予防短期）入所療養介護計画が作成されますが、その際、ご利用者及び身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金：原則1割負担です。負担割合の異なる場合割合を乗じてください

(1) 短期入所療養介護サービス費（介護保険給付対象）単位数*3級地：10.68

		1割負担	2割負担	3割負担
①	介護保健施設サービス費（Ⅰ-iv）（多床室）			
要介護1	902単位	963円/日	1,927円/日	2,890円/日
要介護2	979単位	1,046円/日	2,091円/日	3,137円/日
要介護3	1044単位	1,115円/日	2,230円/日	3,345円/日
要介護4	1102単位	1,177円/日	2,354円/日	3,531円/日
要介護5	1161単位	1,240円/日	2,480円/日	3,720円/日
②	介護保健施設サービス費（Ⅰ-ii）（ユニット型個室）			
要介護1	906単位	968円/日	1,935円/日	2,903円/日
要介護2	983単位	1,050円/日	2,100円/日	3,150円/日
要介護3	1048単位	1,119円/日	2,239円/日	3,358円/日
要介護4	1106単位	1,181円/日	2,362円/日	3,544円/日
要介護5	1165単位	1,244円/日	2,488円/日	3,733円/日

(2) 介護予防短期入所療養介護費（介護保険給付対象）単位数*3級地：10.68

①	介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ-iv）（多床室）			
要支援1	672単位	718円/日	1,435円/日	2,153円/日
要支援2	834単位	891円/日	1,781円/日	2,672円/日
②	介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ-ii）（ユニット型個室）			
要支援1	680単位	726円/日	1,452円/日	2,179円/日
要支援2	846単位	904円/日	1,807円/日	2,711円/日

		1割負担	2割負担	3割負担	
(3)	個別リハビリテーション実施加算	240 単位	256 円／回	512 円／回	768 円／回
(4)	老健短期送迎加算（片道につき）	184 単位	197 円／日	394 円／日	591 円／日
(5)	総合医学管理加算（7 日限度）	275 単位	294 円／日	588 円／日	882 円／日
(6)	若年性認知症利用者受入加算	120 単位	128 円／日	256 円／日	384 円／日
(7)	緊急短期入所受入加算（利用開始から 7 日を限度）	90 単位	96 円／日	192 円／日	288 円／日
(8)	認知症行動心理症状緊急対応加算（利用開始から 7 日を限度）	200 単位	214 円／日	428 円／日	642 円／日
(9)	療養食加算	8 単位	9 円／食	18 円／食	27 円／食

- | | | | | | |
|------|--------------------------|--------|---------|-----------|-----------|
| (10) | 緊急時施設療養費 (緊急時治療管理・月3日限度) | 518 単位 | 553 円/日 | 1,106 円/日 | 1,659 円/日 |
| (11) | 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) | 100 単位 | 110 円/月 | 210 円/月 | 320 円/月 |
| (12) | 夜勤職員配置加算 | 24 単位 | 26 円/日 | 52 円/日 | 78 円/日 |
| (13) | サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) | 18 単位 | 19 円/日 | 38 円/日 | 57 円/日 |
| (14) | 重度療養管理加算 | 120 単位 | 128 円/日 | 256 円/日 | 384 円/日 |
| (15) | 口腔連携強化加算 | 50 単位 | 53 円/月 | 107 円/月 | 160 円/月 |
| (16) | 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) | | | | 所定単位×9.3% |
| (17) | 高齢者虐待防止措置実施 (基準型) | | | | |
| (18) | 業務継続計画策定 (基準型) | | | | |

4. 居住費 (介護保険給付対象外として全額自己負担していただきます。

ただし、特定入所者は基準費用額との差額が介護保険給付対象として支給されます)

- ・多床室 (基準費用額：437 円/日) 1,048 円/日
- ただし、利用者負担第1段階該当者 0 円/日
- 利用者負担第2段階・第3段階該当者①② 430 円/日
- ・ユニット型個室 (基準費用額：2,066 円/日) 2,116 円/日
- ただし、利用者負担第1段階・第2段階該当者 880 円/日
- 利用者負担第3段階該当者① 1,370 円/日
- 利用者負担第3段階該当者② 1,470 円/日

5. 食費 (朝食 703 円、昼食 784 円、夕食 763 円)

(介護保険給付対象外、但し特定入所者は基準費用額との差額が介護保険給付対象・

- | | |
|------------------|----------------------|
| 基準費用額：1,545 円/日) | 2,250 円/日 |
| ただし、利用者負担第1段階 | 300 円/日 |
| 利用者負担第2段階該当者 | 600 円/日 |
| 利用者負担第3段階①該当者 | 1,030 円/日 ②1,360 円/日 |

6. 特別な室料 (ユニット型個室の居住費に追加される費用) 3,666 円/日

ただし、施設側の都合による個室利用者 (現在及び新規) は、特別な室料の請求はせず、介護保健施設サービス費及び居住費 (滞在費) は多床室に係る利用料を適用致します。

7. その他の料金 (利用者の選択による追加的費用)

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) おやつ代 | 230 円/日 |
| (2) 嗜好品 | ヤクルト 1 本 70 円 紅茶ゼリー 1 個 50 円 HC 等 220~円 |
| | 牛乳 100cc -100 円 150cc - 150 円 200cc -200 円 ヨーグルト 120 円 |
| | GG ヨーグルト 160 円 コーヒー 110 円 紅茶 110 円 |
| (3) テレビレンタル代 (個室利用者無料) | 200 円/日 5,000 円/月 |
| (4) 電気料金 CD・ラジオ・ワープロ等一律一点 | 50 円/日 1,000 円/月 |

8. 支払い方法

- ・毎月10日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。入所契約時にお選びください。

本契約を証するため、乙は、本書を甲又は甲の家族等に渡し、甲は必要事項を記載のうえ乙に提出し、乙はこれを保管する。

南大沢ホロス由木短期（介護予防短期） 入所療養介護利用同意書

私は、介護老人保健施設南大沢ホロス由木を利用するにあたり、施設利用契約及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、理解し同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印
(利用者の身元引受人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(事業者 乙)
医療法人財団 川瀬会
代表者 理事長 川瀬 光子
介護老人保健施設 南大沢ホロス由木 殿

【本契約第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

【本契約第 12 条 3 項緊急時及び第 13 条 3 項事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

ア、おやつ代 施設で提供されるおやつを喫食されますか (希望する・希望しない)
イ、糖尿病のコントロールのため、施設で提供されるおやつを喫食します(希望する・希望しない)
栄養士等から説明を受けた重要事項記載の嗜好品を申し込みますか。(はい・いいえ)

個人情報の利用目的

(令和8年10月1日現在)

介護老人保健施設南大沢ホロス由木では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている利用者及び利用者家族の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

令和 年 月 日

＜利用者＞氏 名

印

＜代理人又は代筆者＞

氏 名

印

＜利用者家族の代表＞

氏 名

印